

イギリスにおける銀行間取引組織の成立過程：
イギリスにおける銀行制度の成立 (1)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮田, 美智也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/24384

イギリスにおける銀行範疇の成立過程

—— イギリスにおける銀行制度の成立（1） ——

宮 田 美 智 也

目 次

はじめに

I 金匠

——そのイギリス金融史上の位置付け——

II 貨幣取扱資本業務の成立

III 地方卸売市場及び商業信用の成立

IV (近代的) 利子生み資本業務の成立

——ロンドン為替取扱業務から預金の貸し付け業務へ——

おわりに

はじめに

銀行制度成立の論理過程は中央銀行の成立によって完結する。すなわち、個別次元の銀行は貨幣取扱資本と（近代的）利子生み資本の結合体として、産業資本から疎外されて成立する。そして、論理次元がその個別次元から相互間取引の次元に上向すると、それら2つの資本範疇のうち前者の貨幣取扱資本としての側面から手形交換制度が、また後者の利子生み資本としての側面から手形（再割引）市場制度がそれぞれ必然化し、それら手形交換制度と手形市場制度の両者を統括する銀行として中央銀行が成立する。銀行の相互間取引の次元とは中央銀行成立の次元なのであり、その次元に上向することによって、産業資本が貨幣節約のために自己疎外する銀行（資本）は、銀行制度あるいは銀行組織を構築して完成するのである⁽¹⁾。

それでは、そのような銀行制度成立の理論に依拠した場合、イギリス銀行制度の生成・発展の過程はどのように再構成されることになるだろうか。本稿はそのような問題関心に基づき、その過程の前半の再構成を試みる。すなわち、イギリス銀行史再構成の過程を、銀行範疇が個別的に形成され、成熟してくる過程と、そのような銀行が相互間取引を通じて銀行組織を作り上げてくる過程（中央銀行範疇の成立過程）とに分け、まず前者を取り扱おうというのが本稿である。後者は次稿で追究される⁽²⁾。

課題は設定された。つぎに必要なのは、焦点を合わせるべき対象（地域）の確定である。銀行は産業資本が社会的な空費としての貨幣を節約しようという衝動から生成し、そしてその社会的体系として銀行制度が出来上がるという理論的な立場に立つならば、銀行範疇なるものは歴史的には資本制生産様式の形成過程の中からしか生まれえないということになる。つまり、イギリスにおける銀行制度成立の歴史的な過程の再構成を意図する場合には、そこにおける産業（資本主義）発展の担い手に対して光を投げかければよいのである。

イギリスでは産業資本範疇の生成・発展には地理的な格差があった。それが歴史的にまず成立したのは、イングランド北部地方の繊維工業資本すなわちランカシャー地方の綿工業資本やヨークシャー地方の羊毛工業資本においてであった。17世紀末以降イングランド北部地方に展開した問屋制度は、生産者に対する支配が緩いという、歴史的に見て開放的な性格を持ち、のちには問屋制織元の工場主への推転も見られたのである⁽³⁾。

そこで、以下では17世紀末以降のイングランド北部地方における産業活動に対し、貨幣取扱資本論的な視角及び（近代的）利子生み資本論的な視角の2つの視角から二重の光が当てられる。前述のように、理論的に見た場合、（個別次元の）銀行は貨幣取扱資本と利子生み資本の一体化として指定されたからである。しかし、従来の研究史との関係上、ロンドンにおける金匠(goldsmith)についても一定の見解を示しておく必要がある。Iはそれに割り当てられる。

(1) 宮田美智也「銀行制度の必然性——貨幣節約の体系——」（『金沢大学経済学部論集』第17巻第1号、1997年3月）、参照。

- (2) われわれはこれまで『ロンドン手形市場の国際金融構造—アメリカとの関連における研究—』(文真堂, 1995年)のとりわけ第3, 8及び9章(及び『近代的信用制度の成立—イギリスに関する研究—』有斐閣, 1983年, 第7章第2節)において, ロンドン手形市場の発展過程の分析として, イギリスにおける銀行制度の発展の研究を試みてきた。それを批判的に見直し, 改訂するという意味合いも本稿及び次稿は持っている。それは手形交換所(←貨幣取扱資本)論の視点を欠いていたのである。つまり, 本稿及び次稿はいずれも新しい史料の発掘に基づくものではない。イギリス銀行史研究史上すでに明らかにされてきた事実を, 上に示したような理論的角度から整理し直すようにするものである。
- (3) 飯沼二郎・富岡次郎『資本主義成立の成立』(未来社, 1960年)前編第6章, 参照。それに対し, 歴史的に見て厳格な問屋制度が支配的であったイングランド西部や中部地方—ロンドンも後述するようにこれらと利害を同じくしていた—では, それに基礎を置く前期的な資本が栄え, それゆえ17世紀末から18世紀を通じて, イギリスでは歴史的に格的に新旧の資本が地域的に偏在し, かつ対抗的に併存するという関係にあったのである。そして, その間を過渡期として, 結局前者の成長は後者を歴史的に消滅せしめ, 19世紀には資本制生産様式が成立する。前者から後者への移行は歴史的に連続的なのではない。

1. 金 匠

—そのイギリス金融史上の位置付け—

(1) 金匠 = 「近代的銀行の端緒」論の内容

イギリス金融史の研究史上, 金匠はつぎの鈴木芳徳(編著)『金融論—理論・歴史・政策—』(ミネルヴァ書房, 1995年)第1章第2節「銀行とは何か」における氏の記述に見られるように, 「近代的銀行の端緒」として取り扱われるのが通例とすることができる。

もともと「金銀を取り扱い, 保管の設備や技術がすぐれていた」金匠は, 人々から鑄貨を預かり, やがてそれに対し預かり証(goldsmith note)を発行しただのだが, その預かり証は鑄貨の「金匠の下での安全保管と即時払戻とが保証される限り, 広く流通した」ので, (1670年代にかけて,)「金匠の手許の鑄貨は休眠し, 貸付可能な資金が形成される」ことになった。そこで, 金匠はそのような資金「のなかから, 一部分を注意深く貸し出したであろう。払戻請求に応えることができるように, 注意深く十分な準備を手許に残しておけば, 貸し出したとしても何ら問題は生じない」からである。しかも, そ

の場合、預かり証は流通性があるわけだから、「何もあえて鑄貨を貸す必要はない」のであり、預かり証を「貸し付けることで十分足りる」ことに、金匠は気が付く。

以上のようにして、金匠は（17世紀末までに）その「金庫内の鑄貨の分量をはるかに越える」預かり証を貸し付けるようになったのである⁽⁴⁾。言うまでもなく、「借り手は借り受けた金額に応じて利子を支払う」つまり、そこにおける金匠は貨幣取扱業者としては預金の保管料が帰属する「保管寄託にもとづく保管預金」ではなく、「消費寄託にもとづく投資預金」を扱う業者に転化し、その預金の預かり証を貸し付ける「貨幣取扱資本と貸付資本との結合」体として、「貸出利子と預金利子の差（利ざや）」を収益とするものとなっているのである⁽⁵⁾。

(2) 金匠＝「近代的銀行の端緒」論の誤り

しかし、以上のような鈴木氏による金匠の取扱方には2重の誤りがある。まず、金匠は「鑄貨を預かって預り証を発行し、あるいは預かった鑄貨を貸し付け、さらには預り証で貸すという一連の行為」を行っていたとされている⁽⁶⁾わけだが、それは重要部分で事実と反するということである。楊枝嗣朗氏の実証研究によって明らかにされているとおりである。

それによると、早くも1630年代には、預金に預かり証を発行する金匠もたしかに現れている⁽⁷⁾。しかし、「預かった鑄貨を貸し付け」たかどうかは措くとして、1670年代になっても金匠が「預り証で貸す」というようなことはなかったのである。主としてその1670年代における金匠の元帳に詳しい検討を加えた後、それはつぎのような結論を導き出している。

「ゴールドスミス・ノートの一切の発行、還流を示す元帳の語るところに従えば、ゴールドスミス・ノートは、現金の払込み、預金に対してのみ発行され、しかも、その名宛人はそのランニング・キャッシュの預金者であり、ゴールドスミス・ノートのパーソナルな性格は、あくまでも維持されていたのである。信用の供与にゴールドスミス・ノートが発行された形跡は見出しえず、ゴールドスミス・ノートは、いわば裏書により譲渡流通する預金証書といったもので、リシートとしての性格を決して越えること

はなかった⁽⁸⁾」と。

しかも、それは17世紀末に限られたことではなかった。「ゴールドスミス・ノートは、18世紀中葉当時においても、受領証 (receipt) となんら異ならなかった⁽⁹⁾」のである。

ところで、以上のような楊枝氏の実証研究は、金匠の預金預かり証を銀行券の先駆形態として捉え、信用創造をまず発券の形態において理解してきた従来の通説に対し、その誤りを摘出するという目的を持っていた。銀行信用の理論的展開における「貨幣取扱業務→当座預金業務の重要性」を提起する⁽¹⁰⁾目的と換言することもできる。つまり、氏によると、金匠の預金預かり証はたんなる預かり証にすぎなかったけれども、裏書き譲渡によって流通したのであり、その限りその名宛人の預金 (ランニング・キャッシュ) が通貨機能を果たしたことになるわけである。実際、金匠は信用供与に当座預金勘定への貸し方記入の形態をとったことが指摘されている⁽¹¹⁾。

金匠の金融業務に関する楊枝説は、17世紀末に当座預金勘定の取扱と当座預金の創造業務が営まれていたことを明らかにしたものとして、傾聴されるべきである。しかし、それは、信用創造は発券ではなく預金設定によって説くべきだという、理論次元での氏の主張を歴史的に裏付けた証拠とはならないであろう。

信用供与の形態に (近世から近代への) 歴史的な連続性があることに注目し、それを重視するという見地がそこから見て取れるのだけれども、歴史的に信用の形態を問題視する場合には、それを担う資本の歴史的な性格のいかんの見極めが決定的に重大なのではないか。一般に資本はその歴史的な性格に即した蓄積運動を営むはずであり、そこから生み出される信用の形態に対しても、それを担う資本の歴史的な性格との関連で歴史的な評価を与える必要があると思われる。銀行信用の歴史的研究はたんにその形態の歴史的研究ではなく、資本主義発展 (産業資本の蓄積) との関連における銀行信用の研究でなければならない。楊枝説によると、中世においても銀行信用が供与されていた (同じことだが、銀行業が営まれていた、あるいは銀行範疇が成立していた) ようであるが、信用形態の歴史貫通的な共通性だけに着目する以

上当然の帰結であろう。しかし、銀行なる範疇は超歴史的な範疇ではない。それは産業資本範疇の生成・成熟過程の中からしか生まれてこない、これが前述のとおりわれわれの考えである。

楊枝説の持つそのような問題性は、鈴木氏の論述に見られる誤りの第2点にかかわる。ここで問われるべきは、金融活動を営む金匠そのものの資本としての歴史的な性格のいかんである。言い換えると、金匠の金融活動が産業(資本)の発展にどのようなかわりを持っていったのか、すなわちそれに対し促進的であったか、それとも抑制的、阻止的であったか、これに関心を寄せてみる必要があるということである。鈴木説の第2の誤りはそのような関心の欠落に起因する。形態的に見ていかに近代的(=資本制的)なそれと共通のたれ、その信用が資本主義の形成・発展にとってどのような意味を持つかを考察するという手順を踏まずに、その信用の授与者にただちに「近代性」規定を与えるのは行き過ぎであろう。金匠の「近代的銀行の端緒」規定とはそのようにして与えられたものであった。金匠は歴史的に宙に浮いた存在ではない。その活動の基盤に即した歴史的な規定性を持つ。

(3) 金匠の金融史上の位置

それでは、金匠は歴史的格格的にどのように評価すべきであろうか。金匠の金融活動はロンドンの商人を対象にしていたと考えられることから、当時のロンドン商人あるいは卸売市場としてのロンドンの、歴史的に見た役割から割り出すことにするとよいであろう。

17世紀末に至るまで、ロンドンは羊毛製品に代表される地方産品にとって全国的に唯一の卸売市場であった(→国民的な支払いがロンドンに集中する基盤)。各地方からロンドンに通じる道路はとにかく開けていても、地方相互間を結ぶ道路網を欠くという交通事情に規定されて、(外国を含む)他地方に販路が見出されるような産品の場合でも、産地から直接消費地に配給されることはなく、いったんロンドンに運び込まれる必要があった。しかも、生産地と消費地との間に介在するそのロンドン卸売市場では、(地方の)生産者にみずから販売に当たるだけの資本的力量があるはずはなく、彼らにはロンドン商人に販売を委託する以外に術はなかったのである。ロンドン商人を委託

販売人 (factor) とする委託販売の方法がとられるのだが、それはロンドン商人が中間商人として生産者を卸売市場から排除できることを意味した。実際、委託販売に当たったロンドン商人は、生産者を思いのままに収奪したのである⁽¹²⁾。地方の生産者がロンドン商人に中間的に搾取される不等価交換の場、これが17世紀ロンドン卸売市場の歴史的な性格なのであった。(前期的)商業的利害が決定的であり、それが産業的利害に優越するという当時のロンドンの歴史的状況は、その商人によって具体化されていたのである⁽¹³⁾。

金匠の生活基盤はそのようなロンドンであった。金匠が楊枝説の明らかにしたように預金設定の形で信用創造していたとしても、それを享受したのは産業的蓄積に対し抑圧的なロンドン商人だったのである。金匠を「近代的銀行の端緒」と見なすには無理があることがわかる。前期的商業資本の運動に依拠していた金匠は、歴史的な系譜としては(17世紀末に始まり18世紀第4四半期に本格化する)地方産業の発展に伴う前期的商業資本の消滅とともに消滅する⁽¹⁴⁾。逆に言い換えると、勃興する産業的利害(→ロンドン卸売市場の歴史的な性格の変化)に対し自己変革し、新しい歴史的な性格を得る以外に歴史的に存続する道(→シティの銀行への道)はないのである。ロンドンに(個人)銀行が叢生するのが18世紀60年代、70年代である⁽¹⁵⁾のは、決して偶然ではない。IIIで述べるような(地方産業の興隆→)地方卸売市場の発展が、決済地としてのロンドンにおける地方代理業務にたいする需要を高め、それが大きな収益基盤となりだした⁽¹⁶⁾ことを、それは証拠付けている。

(4) 金匠 = 「近代的銀行の端緒」論と銀行信用論

鈴木氏による金匠の取扱に見られる第2の誤りは、じつはつぎのようにも自己表出している。氏は、理論的には、銀行信用は商業信用を基礎として、その限界を克服するために必然化されると言われる。しかも、それはおもに手形の割引という形で与えられるものと考えられている。とすると、銀行の成立史を問題とする場合には、商業信用の利用状況はもちろん、それを代位する信用の授与者の生成を歴史の中から掘み出す必要があるのではないだろうか。金匠が与えたとされる信用(鑄貨の「預託証」の貸し付け)は、はたして手形に対してだったのだろうか。別言すると、金匠の金融活動ははたして

商業信用—その歴史的な性格を検討することも重要だが、それはとにかく一に基礎を置いていたのだろうか。

言うまでもなく、理論は歴史的展開と必ず整合的でなければならないというわけではない。しかし、この場合整合性が失われているのは、金匠に「近代的銀行の端緒」を求めるといふ見地がとられたからにすぎない。商業信用を代位して銀行信用が成立するというその理論は、金匠のような前期的な資本ではなく、産業資本の歴史的な蓄積運動に注目して、そこから帰納されたことである。「近代的銀行」信用の形態は産業資本という資本範疇の歴史的な形成とともに生まれてくる。言い換えると、「近代的銀行」制度の成立過程は産業資本の蓄積運動との関係で実証されなければならない。

金融論の入門者に対し「銀行の歴史的生成」を解説するに当たり、従来の通説に依拠して、金匠を取り上げるのは簡便かもしれない。しかし、そのような態度は安易に過ぎると、批判されなければならない。それは2つの理由で間違っているのである。

- (4) このことによって指摘されようとしているのは、その用語は使われていないが、信用創造にほかならない。後述するように、金匠が預金預かり証を貸し付けていたという証拠は見出しえないのだが、とにかく、そのような金匠の活動に対し信用創造業務という理論的整理を与えたのは、小野朝男『イギリス信用体系史論』（東洋経済新報社、1959年）第3章第2節(3)である。
- (5) 鈴木芳徳（編著）、前掲書、7-9 ページ。
- (6) 同、7 ページ。
- (7) 楊枝嗣朗『イギリス信用貨幣史研究』（九州大学出版会、1982年）210 ページ。
- (8) 同、203 ページ。
- (9) 同、206 ページ。
- (10) 同、211 ページ。
- (11) 同、212 ページ。
- (12) 宮田『近代的信用制度の成立』第5章第3節、参照。
- (13) このことは成立期のイングランド銀行の歴史的な性格を評価する際にも、見失うべきではない。それが歴史的に超然たる存在ではありえない以上、当然であろう。同行は通常文字通りの「近代的銀行」と見なされるのだが、しかしそれは誤りである。初期イングランド銀行は「ロンドンの銀行」（及び「国庫の銀行」）にとどまったのであり（宮田『近代的信用制度の成立』第6章第2節、参照）、それゆえそれは本稿における考察の射程の中に入っていないのである。同行がその（金匠と共通する）守旧的な歴

- 史的性格を克服するには、のちにわかるように、じつに長い時間を要したのである。
- (14) そのような金匠に対する見方は、17世紀(を通じて)イギリスにおいて成立する信用関係は、高利貸し資本(=前期的な利子生み資本)的なそれと見なされている—正確には、後段の叙述からわかるように、それが支配的だと見なされているということだが—ことを含意している。すなわち、その世紀の初頭までイギリスにおける信用関係は(海外市場に依存する形で、)国際金融の一環としてしか結成されえなかったのだが、世紀の進行につれて国内的に自立的に形成されるようになり(宮田『近代的信用制度の成立』第4章、参照)、世紀末に至る。そして、そこにおいて取り結ばれる高利貸し資本的信用関係の結節点に金匠が位置すると考えられているのである。

楊枝『貨幣・信用・中央銀行—支払決済システムの成立—』(同文館、1988年)、149ページは、われわれが旧稿を著書(『近代的信用制度の成立』)に収めるにつき、「イギリスにおける近代的信用制度の初期的形成」という文言を「イギリスにおける高利貸的信用関係が国内的に自立的に形成される」(126ページ)と書き換えたことを取り上げ、われわれが「認識」の「転換」を図ったと高調的に指摘していたのだが、それがいかに誤解であるか、明らかである。われわれのこの点での考えはすでに示されたように、いまもなら変わってはいない。旧稿では、(17世紀も末になると)前期的=高利貸し資本的信用関係の背後に資本制的なそれが芽生える土壤ができてくるので、そのことを示唆して、「近代的信用制度の初期的形成」と述べたのだったが、しかしそれは論脈の流れからは論点を裏返的に取り出していることになるわけで、そこでその流れに即して、つまり高利貸し資本的な信用関係に即して書き改めただけである。もしならかの「転換」を図るといっているのであれば、その旨明示したであろう。

- (15) D.M.Joslin, "London Private Bankers, 1720~1785," (*Economic History Review*, 2nd series, vol.VII, no.2, Dec.1954), p.173 (rep. in E.M.Carus-Wilson, *Essays in Economic History*, vol.II(London,1962), p.346).
- (16) *ibid.*, p.180; R.S.セイヤーズ『ロイズ銀行—イギリス銀行業の発展—』(東海銀行調査部訳)(東洋経済新報社、1963年)148ページ。

II 貨幣取扱資本業務の成立

(1) 視角の設定

イングランドにあって最も先進的に産業資本の形成を果たした、その北部地方の繊維工業資本の営みが考察の舞台に上すべき対象であった。しかも、その際には貨幣取扱資本論的な光と利子生み資本論的な光を二重に浴びせる必要があった。

作業に取りかかることにしよう。問屋制織元の営む貨幣取扱資本業務が映

し出されてくる。17世紀末段階では、イングランド北部地方を利子生み資本論的に照射しても、なんの像も浮かび上がってはこないのである。両視角が二重写しの映像を捉え、貨幣取扱資本業務と利子生み資本業務の結合的経営が眼に入ってくるようになるのは、18世紀も半ばが過ぎてからである。

イギリスにおける銀行制度の生成過程を追究しようという場合には、まず貨幣取扱資本論の視角から接近しなければならないのである。

(2) トーマス・マーズデンの場合

前述の間屋制織元の営む貨幣取扱資本業務とは、まずボールトンのT.マーズデン (Thomas Marsden) によるロンドン為替の取扱業務のことである (1688-1690年)。

そのマーズデンは1人かそれ以上の徒弟または委託販売人をロンドン代理人として同地に置き、それを通じて原材料を仕入れるとともに、おもにファスティアン (麻と綿の混織物) を販売していたのだが、ランカシャー商人からロンドン為替を買い取ったり、また彼らにロンドン代理人に宛てた為替を売ったりしたのである。マーズデンはまた租税や領地地代など官公金のロンドンへの送達を政府から請け負っていたので、地元でロンドン為替を買い取る必要もあったのだが、他方のロンドン為替の売りについては残高不足を招くこともあり、ファスティアンのロンドン向け荷物の中に貨幣を忍ばせ、現送したりしていたのである⁽¹⁷⁾。

ところで、マーズデンにロンドン為替取扱業務の基盤を与えたのは、政府収入金であった⁽¹⁸⁾。マーズデンは上述のとおり租税や領地地代など地元における政府収入金の送金請負人でもあったので、それを手元に止めておき、流用することができたのである。彼らの間では、政府収入金のロンドンへの送付は納期通りに行うのではなく、かなりの期間遅らせるというのが慣行となっていたのである。マーズデンのもとには、つねにかなりの額の官公金がいわば政府預金として滞留したのである⁽¹⁹⁾。

(3) ロッチデイルの織元の場合

同じころ (1692年かそれ以前) のロッチデイルでも、マーズデンの場合と

同様な取引が観察される。地元の織元とミドルトンの織元との間で行われたロンドン為替取引がそれである。すなわち、前者はウェイクフィールド、リーズその他で売りさばいた製品の代わり金としてロンドン為替を受け取っていたのだが、ロッチデイルで貨幣を手持ちしていた後者に対して、それを売ったのである⁽²⁰⁾。

(4) ロンドン為替取扱業務と「手形割引」論

以上のように、マーズデンらのロンドン為替の取扱はロンドンでの取り立て（ロンドン為替の買い）とロンドンへの送金（ロンドン為替の売り）という、銀行業務としては貨幣取扱資本業務と言わねばならない。しかも、マーズデンの場合、その業務は、それを字義通りに理解するのは正しくないとしても、官公金の預かりという意味で、預金業務と結び付いていた。

研究史を振り返ってみよう。マーズデンらのロンドン為替の取扱業務はその為替の売・買で1対をなしているはずなのに、それを分離して、前者を送金業務、後者をロンドン為替に対する「貨幣の前貸し」業務、すなわち手形割引と見なしてきたのである⁽²¹⁾。

2つの側面を合わせ持つ1つの業務のそれぞれの側面を取り出し、それぞれがあたかも独立の業務であるかのように定義するという、不当性には目をつぶろう。そもそも、手形割引業務とは手形代わり金を（当座）預金で貸し付ける業務にほかならない。その預金が貨幣機能を果たすことから借り入れられるのである。しかし、それは貸し手にとっては一覽払債務を貸すことであり、そのためには他方で支払準備金が必要なのだが、それは預金の形で集められる。この預金は理論的には所得貨幣から成る定期性預金とされるべきだ⁽²²⁾が、歴史的（実際の）には流動資本の購買準備金（当座性預金）も含まれるであろう。要するに、社会的な再生産の過程から一時的に遊離してくる貨幣が預金として集積され、（先行的に）貸し付けられた債務に対し支払準備金の役割を果たすのである。

たしかに、ロンドン為替が期限付きであり、しかもイングランド北部とロンドンとの距離（郵送時間）のことを考えると、マーズデンらがロンドン為替を買うにしろ売るにしろ、その取扱に信用関係が侵入するのは不可避であ

る。しかし、それは貨幣取扱資本業務が利子生み資本業務に先立って営まれること、言い換えれば、貨幣取扱資本業務が問屋制織元によって兼営されること、これから生じる、いわば歴史的に過渡的なことと見なされるべきである。そして、その過渡期性が払拭されるには、為替の取扱業務と結び付くべき預金業務としては、預金による決済業務が追加・獲得される必要があったと考えられる。マーズデンの場合のように、貨幣を単純に預かるというのではなく、預金による決済業務を包摂しなければ、預金業務は貨幣取扱資本業務としては十全とは言えない。手形割引業務が営まれうるのは、そのような預金業務が得られてのちのことである。

- (17) Alfred P. Wadsworth & Julia de Lacy Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire, 1600~1780* (Manchester, 1931, rep., 1965), p.92-94.
- (18) *ibid.*, p.93.
- (19) L.S. Pressnell, *Country Banking in The Industrial Revolution* (Oxford, 1956), pp. 56-60, 参照。これは言うまでもなく国庫次元では税収の遅れを結果する。しかし、そのような税の取り立ての遅れに対し改革のメスが増えられるようになるのは、ようやく1822年以後のことである (J.A.S.L. Leighton-Boyce, *Smiths, the Bankers, 1658-1958* (London, 1958), p.15)。
- (20) Wadsworth & Mann, *op. cit.*, p.96.
- (21) *ibid.*, pp.92, 96; T.S. Ashton, *The Industrial Revolution 1760~1830*, (Oxford, 1948, rep.1970), p.82 (中川敬一郎訳『産業革命』岩波文庫, 1973年, ページ)。
- (22) 宮田「銀行制度の必然性」V(6), 参照。

III 地方卸売市場及び商業信用の成立

(1) 目標の設定と論点の方向

17世紀末のイングランド北部(ポールトン, ロッチデイル)地方では以上のとおり、銀行(資本)範疇を構成する業務のうち、まず貨幣取扱資本業務がロンドン為替の取扱業務として芽生えてきた。本節はその含意を探ることを目的とする。つぎの2つ事実が引き出されるであろう。

まず、前述のように、金匠はロンドンが全国唯一の卸売市場である時代を背景として存立しえたのであったが、17世紀末に緒につく北部地方産業の発

展は、地元に卸売市場を産み落としていったという事実である。ヨークシャー（その西部ウェスト・ライディング）地方の羊毛工業を例に、18世紀の初めには地元に卸売市場が成立していることが示されるであろう。

第2は、そのように地方に展開しだした卸売取引では、ロンドンを支払地とする支払方法がとられ、ロンドン宛為替手形を使った商業信用が成立していたという事実である。17世紀末には貨幣取扱資本業務が営みだされていた工業の先進地にあつては、18世紀ともなると、そのかたわらで利子生み資本業務の成立する基盤も着実に形成されつつあったことを、そこから窺うことができる。

(2) 地方卸売市場の成立(1)

18世紀初頭のこと、D.デフォーは同時代人のペンで、ウェスト・ライディングの町リーズにおける戸外（街道上）での取引（公開市場）の模様を活写していた⁽²³⁾。周知のところである⁽²⁴⁾。しかし、18世紀の進行とともに、そのリーズをはじめヨークシャーの各地で（商人の出資をもとに、あるいは織元自身の手で）織物取引所（Cloth Hall）の建設が進む。毎週1回そこでは公開市場が開かれ、半農半工の織元といえども、自家製品をそこに持ち込み、みずから販売に当たることができたのである⁽²⁵⁾。

仕立屋ないし小売商のほか行商人などの小口の買い手は別として、買い手として重要なのは、言うまでもなく大口の買い手である。商人及び仕入れを委託された代理人（agent or factor）がその大口の買い手であった。前者は卸売商と輸出商に分けられ、後者の委託代理人にはロンドンはじめ国内諸都市の商人のみならず、外国商人のそれも含まれていた⁽²⁶⁾。

他方、大規模な織元（間屋制織元）の中には羊毛市場あるいは羊毛生産地に出向くものもいた⁽²⁷⁾が、その公開市場は織元にとって原材料の羊毛を仕入れる場でもあった⁽²⁸⁾。そこで、一般的に、ヨークシャーの織元は原材料の仕入れにおいても中間商人の搾取から解放されていたとすることができるのである。

以上のとおり、18世紀初め以降のヨークシャー羊毛工業にあつては、零細な織元でも販売のみならず仕入れにもみずから当たることができ、その点で

大織元と同じ経営条件の上に立っていたのである。そこに公開市場の歴史的意義があった⁽²⁹⁾。委託販売制度（中間商人による搾取）と組み合わせられていた17世紀のロンドン卸売市場とは違って、生産者には等価交換が保障される卸売市場、その成立がそこに認められる。

(3) 地方卸売市場の成立(2)

しかしながら、ヨークシャー羊毛工業における卸売取引のすべてが、公開市場に集中したわけではなかった。織元に見本を示して生産を依頼するという買い手もいたのである。

小織元の多い紡毛工業製品の場合にはとくにそうであったが、多くの同種の製品を集荷する必要のある大口の買い手には、市場を通す仕入れは手間がかかり、不都合であった。委託代理人が（委託者の）商人に代わってそれらの織元のもとを訪ね、発注と集荷に当たったのである。のちに取り上げるように、J.ホルロイド（Joseph Holryod）はそのような仕入れの代理人であったが、他方で同時に、多くの方法でロンドン及び大陸の商人から受注し、製造に当たっていた織元でもあった。

また、梳毛工業は一般に大規模生産だったから、もともと大口注文に対応しやすかった。実際、すでに1730年代には、もっぱら注文生産に応じていた織元もいた。すぐのちに止目するS,ヒル（Samuel Hill）がそうである。

公開市場取引の盛行のもとでは、以上のような受注生産の場合でも、それに携わる織元が注文者の商人から収奪を受けることはありえなかった。言うまでもないが、念を押しておく。事実、18世紀半ばにはこの受注生産の方法は広がりを見せる。ヨークの新聞に広告を出して梳毛織物の生産者に直接取引を求めたり、集荷代理人を募集したりするロンドン商人も現れてくるのである⁽³⁰⁾。

(4) 商業信用の成立

18世紀前半のヨークシャー羊毛工業における卸売流通は、地元での公開市場取引と受注生産に基づく直接取引の2つの取引から構成されていたのである。以上のとおりである。続いて、そこにおける支払いの方法に眼を向ける

ことにしよう。しかし、以上の2つの取り引き方法のうち公開市場取引については史料は残されていない。個別的な直取引の場合につき、まず羊毛の仕入れの支払いの仕方を対象に据える。

ハリファックスから6マイル離れたソイランドにヒルという織元がいた。その製品の大部分をロンドンとオランダからの直接注文に対して生産していた問屋制織元である⁽³¹⁾。1737年のことだが、そのヒルは羊毛商人からの羊毛の仕入れに対し、W.ハンドリー (William Handley) という商人宛に9ポンド17シリングの1ヵ月手形を振り出している。名宛人のハンドリーはロンドン商人だと思われるが、とにかくヒルの製品の買い手であった。そのハンドリーは手形振出日と同じ日付けのヒルからの書簡で、自分宛に手形が振り出された旨伝えられている⁽³²⁾。支払いは時には即金でなされたが、多くはこのように為替手形で行われた⁽³³⁾。

つぎに、製品の卸売りの場合の支払いの仕方を見てみよう。若干のロンドン商人のほか、大部分はロッテルダムとアムステルダムの商人を顧客とする委託代理人でもあった、ソイランドの織元ホルロイドの事例 (1706年) が知られている⁽³⁴⁾。

ホルロイドは外国商人のための仕入れの場合には、ロンドン商人宛に手形を振り出していた。手形の期限は振り出し後2週間、1ヵ月、6週間などいろいろであった。金額もまた10ポンドから400ポンド、あるいはそれ以上のもので様々であったが、その多くは1ポンドから50ポンドの間の少額であった。小織元からの仕入れが大部分であったことを窺わせる事実である。しかし、支払人となるべき商人は少額手形に煩わされることを望まなかったので、ホルロイドはR.プレスコット (Roger Prescott) という人物と契約を結び、少額手形はプレスコット宛に振り出すという方法をとった。プレスコットはホルロイドから手形で前貸しを受け、それをもって自分宛てに振り出された手形の支払いをしたのである。

さて、少額のロンドン宛為替手形が利用されたというヒルやホルロイドの事例は、公開市場取引での支払いにおいても即金払いだけでなく、ロンドン宛為替手形による支払いがなされていたことを示唆するであろう。そのようなわけで、つぎのように結論できる。すなわち、ヨークシャー羊毛工業にお

ける卸売流通では、18世紀初めまでにロンドン宛為替手形を使った商業信用が成立し、地元でそれが供給しだされたのである。他方、そのような支払方法がロンドン為替に対し送金手段としての需要を喚起することは言うまでもない。

(5) ロンドン為替による支払制度成立の理由

すでに示唆的に述べたように、17世紀のロンドンは全国唯一の卸売市場であり、そのことを基盤として、国民的な卸売取引の支払いはロンドンに集中することになった。しかも、それは上述のように、産業の発展に促されてイングランド北部地方に卸売市場が生成しだした、18世紀になっても変わらないのであった。それでは、地方卸売市場の勃興にもかかわらず、ロンドンの国民的な支払センターとしての地位はなぜ揺らがなかったのだろうか。あるいは、同じことだが、地方で取り結ばれる商業信用であるにもかかわらず、その決済地はなぜロンドンだったのだろうか。

地方卸売市場を構成する主要な買い手は、ロンドン商人(その委託代理人)だった—外国商人(その委託代理人)も、ロンドンに為替による支払いの拠点(残高)を置いていたから、この場合、ロンドン商人に準じて考えることができる—からである。18世紀ともなると、地方の産業的利害の台頭は次第に顕著となり、そこに足場を求めるロンドン商人も現れ出す。他方、ロンドン卸売市場もそこから旧型の商人を排除し、新しい歴史的な性格への移行を始めるのである。ロンドン商人はロンドン残高に対する支払指図書で支払いをすることができるので、貨幣の携帯費用はもちろん、場合によっては貨幣そのものも節約できるのであった。

(6) ロンドン為替による支払制度の地方銀行史上の意義

しかも、そのようなロンドン為替による支払制度は、売り手の織元に格別不都合をもたらすことはなく、その地に銀行業を生む苗床となった。それがつぎのようにまず貨幣取扱業務を生み出し、そこからさらに利子生み資本業務が成立してきたからである。

取引される商品がおもに消費財であり、しかもその原材料のおもな市場は

ロンドンにある限り、地方振り出しのロンドン払為替が地元で流通することは稀であったと言ってよい。手形で支払いを受けた織元は、それを取り立てに回すか、ロンドンへの送金手段として売られることを求められるわけである。そこで、マーズデンのように、織元業資本の再生産過程の外部に滞留する官公金で手元準備を積み、しかもロンドンに残高(ロンドン代理人)を維持できるような織元は、そのようなロンドン手形の取扱に手を伸ばし、手数料収入の機会を得ることができるようになる。

それでは、そのロンドン宛為替手形の取扱業務はどのようにして地方における利子生み資本業務生成のもとになったのか。これは節を改めて考えるべき問題である。

- (23) Daniel Defoe, *A Tour through England Wales*, Everyman's Lib.(No.821) (London & New York, 1928), vol. II, pp.193-196.
- (24) Herbert Heaton, *The Yorkshire Woollen and Worsted Industries from the Earliest Times up to the Industrial Revolution* (Oxford, 1920, 2nd ed., 1965), pp. 79-80; Paul Mantoux, *The Industrial Revolution in the Eighteenth Century: An Outline of the Beginnings of the Modern Factory System in England*, rev. ed. (London, 1961), p.59 (徳増栄太郎ほか訳『産業革命』(東洋経済新報社, 1963年) 53ページ); 米田清治「18世紀末におけるヨークシャー毛織物工業の展開過程——ヒートンの見解を中心として——」(『西洋史学』第14号, 1952年) 35ページ; 飯沼・富岡, 前掲書, 156-158ページ; 山下幸夫『近代イギリスの経済思想』(岩波書店, 1968年) 80-82ページ。
- (25) Heaton, *Yorkshire Woollen and Worsted Industries*, pp.293-294, 365-377, 386; E. Lipson, *The History of the Woollen and Worsted Industries* (London, 1921), pp. 80-81; do., *The Economic History of England* (London, 1931, 5th ed., 1948), vol. II, p.87; Frank Atkinson, *Some Aspects of the Eighteenth Century Woollen and Worsted Trade in Halifax* (Halifax, 1965), pp.x-xi.
- (26) Ray B. Westerfield, *Middlemen in English Business* (New Haven, Conn., 1915), p.305; Heaton, *Yorkshire Woollen and Worsted Industries*, p.382; Lipson, *Woollen and Worsted Industries*, pp.81-86; do., *Economic History of England*, II, pp. 89-93; Atkinson, *op. cit.*, xi.
- (27) Lipson, *Economic History of England*, II, p.82; Heaton, "Industry and Trade", A.S. Turberville (ed.), *Johnson's England* (Oxford, 1933), vol. I, p.250.
- (28) Westerfield, *op. cit.*, p.289.
- (29) Heaton, *Yorkshire Woollen and Worsted Industries*, pp.294, 386; Mantoux, *op.*

cit., p.59 (邦訳, 53 ページ); 矢口孝次郎『資本主義成立期の研究』(有斐閣, 1952 年) 108-109 ページ; 米田, 前掲稿, 28 ページ; 飯沼・富岡, 前掲書, 159 ページ; 山下, 前掲書, 85 ページ注(76)。

- (30) Heaton, *Yorkshire Woollen and Worsted Industries*, p.386.
- (31) *ibid.*, p.387; Wadsworth & Mann, *op. cit.*, p.282.
- (32) Atkinson, *op. cit.*, pp.6-7. この場合のハンドリー宛手形の期間1ヵ月というのが、当時の羊毛取引においてどの程度普遍的であったかは不明である。
- (33) Atkinson, *op. cit.*, p.xv.
- (34) Heaton, *Yorkshire Woollen and Worsted Industries*, pp.384, 387.

IV (近代的) 利子生み資本業務の成立

—ロンドン為替取扱業務から預金の貸し付け業務へ—

(1) 課題の設定

17世紀末に産業的蓄積が進められてくるイングランド北部地方では、その中からロンドン為替の取扱という貨幣取扱資本範疇に属す業務が、問屋制織元の兼業として生成してきた。しかも、それは決して偶然ではなく、ロンドン宛為替手形がそこにおける卸売取引上の支払手段であったことから、必然的なことであった。前節で論じたとおりである。

そこには、イギリスでは銀行(資本)はロンドン為替取扱業務を核として成熟してくる範疇であることが含意されている。それでは、ロンドン為替取扱業務はいかにして銀行範疇を形成するに至るのか。すでに述べておいたように、これがこの節の課題であった。

(2) 預金の決済機能の始まり

イングランド北部地方におけるロンドン為替取扱業務は、預金による決済業務をそもそも胚胎していると言うことができる。それが実際に生み出されるには、つぎに見るように、(繊維工業の発展→)卸売市場の成長、卸売流通領域の拡大を基礎にして、地元でのロンドン為替取引の頻繁化という条件が醸成されればよい。

前述のように、地方の生産者は製品の売り手としては受け取ったロンドン

為替をその取扱業者に売り、原材料の買い手としてはロンドン宛手形を振り出して支払った（あるいは、支払手段たるロンドン為替をその取扱業者から買わねばならなかった）のだが、卸売取引の成長につれて、そのような為替の取引が頻繁になり、恒常化してくると、ロンドンにおける取り立て金（ロンドン為替の代わり金）は為替業者のもとに預けておき、それを後続するロンドン為替の支払い（あるいは、その買い取り）に当てるようにすると便利であることに気付くようになったであろう。言い換えれば、卸売流通の拡大は、ロンドン為替に対して預金を受け取り、またロンドン為替を預金で買うことができるように、生産者に対しその取扱業者のもとに（当座）預金勘定を維持せしめるように働くのである。

以上のとおり、ロンドン為替の取扱業務の中から生成してきたのは、まずは貨幣機能を果たす預金の範疇であったと考えられる。事実、卸売取引上のことではないのだが、1760年代の証拠を挙げるができる。A.ヘイウッド1世（Arthur Heywood I）が1773年リヴァプールに Arthur Heywood, Sons & Co. として銀行業を創業する以前のことなのだが、つぎのような記録が残されている。ヘイウッドは奴隷貿易を営むかたわらいくつかの兼業をなし、その中の1つにロンドン為替の取扱があった⁽³⁵⁾。

ヘイウッド1世は1761-67年の間にT.ジョンソン（Thomas Johnson）から5回にわたって550ポンドの預金を預かり、他方ジョンソンはその預金をヘイウッドのロンドン代理人（Joseph Denison）宛の手形4枚と現金50ポンドで引き出しているのである。ジョンソンは元リヴァプール市長で、内国消費税の取り立て請負人であった⁽³⁶⁾。ジョンソンは取り立てた税金をヘイウッドのもとに預けておき、それを国庫に送付したのであろう。

銀行の本質的機能の1つである預金による支払決済機能は、ロンドン為替の取扱業務が（当座）預金業務と結びつき、ロンドン為替の預金による売買の形で始まったのである。見方を換えて言うと、ロンドン為替が預金に対する支払指図書機能を果たすようになったということでもある。

預金は（卸売取引上）貨幣として機能しうる。それは生産者に対し貸し付けの対象になるであろう。彼らは商業信用で取引していたのだから、中には受取手形を持っている者もいれば、手形を振り出して（あるいは、それ

を買い取って) 支払いをしなければならない者もいる。預金の貸し付けはそのような商業信用(手形の利用)に依拠して始められる。手形割引及び過振の形態で貸し付けられるのである。続いて、その貸し付け業務(→利子生み資本業務)論に考察を進めよう。

(3) 預金の貸し付け ——過振と手形割引——

18世紀のウェストモーランド(南部)はランカシャー(東部)やヨークシャー(西部)と並んで、イングランドにおける歴史的に先進的な羊毛工業地帯を構成するものの、歴史的な重要性という点では後2者に比べようもないのだが、そのようなウェストモーランド羊毛工業の中心に位置するのがケンダルであった。

そのケンダルにおいて1788年に Maude, Wilson & Crewdsons Bank という銀行が設立されているのだが、その創立者の1人 J.モード (Joseph Maude) によって、世紀末ともなると、過振が相当程度広まっていたことを知ることができる。すなわち、モードは、前年の恐慌に伴う信用逼迫が続く1794年4月、同行に勘定を開設する条件を示し、その中で、見込みのある顧客に対し過振を期待しないようにさせ、過振はそれが好都合である場合にのみこれを許し、過振に5%を課すと述べていたのである⁽³⁷⁾。

ここに過振とは、地元の顧客が預金残高を超過してロンドン代理店宛に為替手形を振り出すことを認めるといふ、与信の形態である⁽³⁸⁾。その限度額や支払期限も前もって決められたであろう。顧客はその手形の振り出し額をその勘定の借り方に記入されるわけだが、その貸し方(預金)残高を超過した額が過振によって借り入れた額ということになる。

すでに繰り返し見てきたように、地方卸売取引上の支払いはロンドン宛為替手形で行われていた。それが信用の供与に利用されたのが、当面する時代の過振にほかならなかった。過振による信用創造の形態が、そのような(期限付き)為替手形を利用する形から(一覽払)小切手を利用する(当座貸越)の形に姿を変え、そしてそれが歴史的に定着するには(預金の増加がもたらす)預貸率の低下という条件が必要なのだが、それはここでの論点ではない。次稿で扱う。銀行範疇の成立期にあつて、とにかく過振形態による貸し

付けが営まれていたこと、これを見逃さないことがここでは重要である。信用の貸し付けが決して銀行券の貸し付け（貸し手による自己宛約束手形の発行）としてではなく、預金の貸し付け（借り手による為替手形＝預金振替指圖書の振り出し）として始まったこと知らしめているのである。

それでは、割引の場合はどうだったのだろうか。手形割引による貸し付けに解明の焦点を定めよう。18世紀末から19世紀初頭ランカシャー地方の場合を例に、その営業形態を見ることにする。アシュトン（及びプレスネル）によってそれはつぎのように明らかにされていた。

ロンドン為替が持ち込まれると、その取扱業者はただちにその額面金額を顧客の勘定に貸し方記入すると同時に、もしその満期日が（通常年2度、場合によっては3度の）勘定の決済日以前の場合には、その間の利子を貸し方記入し—顧客への利払いを意味する—、逆に決済日以後に満期が訪れる場合には、それを借り方記入したのである—顧客による利払いを意味する—⁽³⁹⁾。

利子計算は手形が持ち込まれた日から満期日までの間ではなく、満期日と決算日との間について行われているが、これは勘定の決済に交互計算方式がとられていたことによるものであろう。また、以上のような割引勘定の利用には手数料が課されたのだが、しかしここで注目すべきなのはそういうことではない。手形債権の肩代わりに際し、ただちに銀行券が発行されたわけではないということが確認されなければならない。ロンドン為替の取扱業者は顧客の勘定に貸し方記入（預金の設定）をするという方法で、持ち込まれた手形の割引をしたのである。

(4) 定期性預金取扱の開始

18世紀末に始まったイングランド北部地方のロンドン為替取扱業務は、ロンドン為替を支払手段とする地元の卸売市場の成長に促されて、支払決済を担う（当座）預金業務を導出する一方で、預金の貸し付け業務を展開させたのである。前項(2)及び(3)で述べてきたことであった。

しかし、預金の貸し付け業務はそれを営む為替取扱業者をして、それまでの貨幣取扱資本範疇としてのその域から自己脱却せしめる。いまや、預金

の引き出し請求がない限り預金を貸し続けることができ、そしてそこに生じる債務リスクを積極的に負担することによって、利潤（利子）を得ようとするわけだからである。利子生み資本業務にはかならない。

続いて、兼業としてロンドン為替の取扱を営んできた業者が、どうすれば預金の貸し付けに伴う債務リスクを負担し、利子生み資本業務を担うことができるようになるのか、その根拠が問われなければならない。前に指摘したように、理論的に見たその根拠は、創造された債務に対し支払準備金となる預金、すなわち定期性の預金が集められるということであった。実際はどうだったのだろうか。

上述のように1788年にケンダルに銀行を開設したモードは、当座勘定と預金勘定の区別をしていたと言われている⁽⁴⁰⁾のだが、それより前の、1760年代におけるつぎのような事実を指摘できる。定期性預金業務はそのころにはすでに緒についていたと言ってよいであろう。

リヴァプールのヘイウッド1世が1761-67年の間に内国消費税の取り立て請負人ジョンソンから預金を預かっていたことは前述したが、その預金に対しては10ポンドの利子が支払われていた。1764年5月から65年7月までの14ヵ月間150ポンドを預けた預金者に対しては、ヘイウッドは8ポンドの利子を払った。また、1764年から5年間にわたって20ポンドの預金を預かっている例のほか、ヘイウッドは1765年1月には自分の発行した銀行券で預金100ポンドを受け入れているし、1762年には所得貨幣に属すと思われる預金も記録している⁽⁴¹⁾。

(5) 銀行券の発行と利用の形態

ところで、当該期イギリスのいわゆる地方銀行は発券銀行なのであった。前述のとおり、奴隷貿易商人であったヘイウッド1世も発券していたのである。では、銀行券はどのように発行されたのだろうか。

ヨークシャーのクレイヴェン(Craven)地方に1791年W.&J.パークベック(William & John Birkbeck)やW.アルコック(William Alcock)ほかによって創設された銀行があるのだが、その銀行は開業日に、印刷した5ギニー券150枚のうち50枚分をアルコックの勘定の借り方に記入していると

いう事実がある⁽⁴²⁾。額面が低額化し、ラウンド・ナンバー化しているということのほか、アルコックに対する発行がどのような理由によるのか不明だが、かれの勘定に借り方記入されているという事実から、少なくともつぎのことがわかる。すなわち、発券が預金の引き出しという形式をとっているということである。

1790年代には銀行券の一覧払いの形式化はもちろんのこと、低額面化、ラウンド・ナンバー化も達成され、それは預金の引き出しによって流通界に入っていくと考えられる。しかし、もともとはそれは定期性の預金の預かり証として発行されたのではないだろうか。あるいは、発券業は定期性預金の取扱の一環として始まったのではないか。その痕跡の1つをつぎの事実から窺うことができる。

前出のクレイヴェンの銀行はケンダルのモードらの銀行の銀行券を受け取っている——両銀行は1792年からコルレス関係を築いていた——のだが、それが1792年210ポンド、翌年136ポンド10シリングと、後者の場合端数が認められるのである⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾。

預金の預かり証としては銀行券は期限付きで、当然額面にはばらつきがあり、しかも券面のうち少なくとも金額欄は手書きであったと考えられる。しかし、発行の時点が預金の預かり段階からその引き出しの段階に移行するに伴って、一覧払形式が与えられた上に券面もすべて印刷され、金額も低額化し、端数のない額に変わってきたものであろう。

銀行券は以上のとおり、遅くとも18世紀末には預金の引き出しによって発行されていたことが確認できた。それでは、その銀行券はどのように利用されたのだろうか。ロンドン為替が卸売流通の取引手段、商業通貨として機能したのに対し、銀行券は小売流通＝一般的流通通貨として利用されたと考えられる。つぎの理由からである。

銀行券は発行者の（一覧払いの）約束手形にほかならない。それに対し、ロンドン為替は言うまでもなく（期限付き）為替手形であり、ロンドンを支払決済センターとする地方卸売市場の構造に規定されて、卸売取引手段として定着したのである。しかも、そのようなロンドン為替の役割は、とくに1830年代以降株式銀行（→支店銀行制度）の発展にその利用が刺激された小切手

が、19世紀後半以降それを浸食しだすまで維持されるのである⁽⁴⁵⁾。

したがって、銀行券が地方の卸売流通に範疇的に侵入したと見ること、理論次元で換言すると、手形割引を預金の設定ではなく発券で説明するということだが、それはつぎのことを意味していることになる。イギリスにおける卸売取引上の手段の発展を、為替手形（ロンドン為替）→約束手形（銀行券）→為替手形（小切手）という、手形種類上ジグザグの経路で理解しているということである。イギリスの歴史的次元における卸売流通の手段は、一貫して第3者宛の支払指図書（為替手形）なのであった。

預金の決済機能に即して換言すると、つぎのようになる。預金は銀行の発行する一覽払いの約束手形（小売流通の手段）と顧客の発行する期限付き為替手形（卸売流通の手段）という2つの形態で、それぞれ決済手段として機能するのである。

(6) ランカシャーにおける手形の流通

しかし、そのような見方は、18世紀末から19世紀初頭のランカシャー地方では小売流通の領域にも少額為替手形が侵入し、そこで広く利用されていたという事実⁽⁴⁶⁾に反している。その事実の持つ含意を探究してみなければならない。視角は預金が貨幣としていかに利用されたか、その形態に向けられる。地域的な特殊性があることが見出されるであろう。

ランカシャーの場合には、銀行の顧客が預金を引き出す方法は、銀行から銀行手形（bank draft）つまり銀行自身のロンドン払い手形の発行を受けるか、銀行が別の顧客から受け取って手元にある手形に裏書きした裏書き手形（trader's bill）の再発行を受けるか、いずれかであった。要するに、手形の種類としてはいずれも期限付き為替手形であり、しかも顧客ではなく銀行が発行する銀行手形なのであった。発券業務とは銀行手形の発行業務にほかならないが、この場合にはそれが期限付き為替手形の発行として営まれていたわけである。そのために、額面の少額化した為替手形ならば、それが期限付きであっても卸売流通の領域を脱し、小売流通の領域でも流通することになったのである。

それでは、当時のランカシャー地方ではなぜそのように、領域によって流

通する手形に区別が生じなかったのだろうか。1788年のリヴィシー・ハーグリーヴィス商会(Livesey, Hargreaves & Co.)の倒産がその理由に挙げられる。それは大規模なキャラコ捺染業のかたわら、他の製造業者と同じく発券業も営んでいたのだが、(キャラコ捺染業のために)融通手形(手形の「振り出しと逆振り出し」⁽⁴⁷⁾)の拡大の利用にかかわり、倒産したのである。(その綿工業界への影響は言うまでもないとして、)発券高が多額に上っていたために、銀行券所有者に多大な損失を与えることになり、その結果同地方では一般に銀行券が忌避されるようになったのである⁽⁴⁸⁾。

したがって、リヴィシー・ハーグリーヴィス商会の倒産事件はランカシャーでは銀行券とロンドン為替との間に、それらの利用上つぎのような棲み分けが進むのを阻害したのである。銀行の顧客が預金を貨幣として利用するには、それを一覽払銀行券で引き出すか、あるいは期限付きロンドン宛為替手形を振り出すか、いずれかの形態がとられる。前者は銀行にとって発券業務をなすのだが、その形態がとられるのは地元での小売流通に使える流通手段が入用の場合であり、また卸売取引手段としてはロンドン為替が振り出されるであろう。言うまでもなく、後者のロンドン為替の振り出し形態はのちに(一覽払)小切手の振り出し形態に発展していくものである。

発券業務としては(一覽払)約束手形が発行されるべきであるにもかかわらず、(期限付き)為替手形が発行されねばならない状況に、18世紀80年代末のランカシャー地方は陥ったのである。そこで、その額面を低額面化して銀行券の機能を兼ねさせ、他方それが卸売流通の手段としても利用されたのである。もちろん、これは銀行券生成期に特殊ランカシャー地方で起こった事件の結果生じた、歴史的に偏倚な現象であり、預金の貨幣としての利用形態の歴史的な発展過程としては正統ではないと考えられる。

(7) 銀行範疇形成の主体的条件

ところで、イギリス銀行史上地方銀行と言われる銀行の起源として、プレスネルに従って、産業資本家、金融代書人及び送金業者が挙げられる⁽⁴⁹⁾ことがある⁽⁵⁰⁾。しかし、そのような職業的出自を云々することは、イギリスにおける銀行の成立を理論的に整理する上では大して重要ではない。その点で重

要なのは、以上の論究からわかることだが、それらの間にあるつぎのような共通項を引き出すことである。それはイギリスにおける地方銀行の歴史的範疇形成の主体的条件とでも言うべきものである。すなわち、まずロンドンに取引拠点（→代理人）を持ち、しかも預金を預かる機会があるということである。

前者は、卸売流通がロンドンを支払場所とする手形による取引から成り立っていたことから、条件付けられていた。他方、預かった貨幣を利用したロンドン為替の売買が、その取引の恒常化の結果として、預金勘定によるその売買を導き、決済機能を担う（当座）預金業務が帰結した。そして、そのロンドン為替に化体された信用関係が高次的に代位され、預金を貸すことができるようにならねばならないのだが、そのためには支払準備金が定期性預金として集積される必要があった。後者の条件はこの点にかかわる。

(35) George Chandler, *Four Centuries of Banking, as illustrated by the Bankers, Customers and Staff associated with the constituent banks of Martins Bank Limited* (London, 1964), vol. I, p.176.

(36) *ibid.*, I, p.181.

(37) *ibid.*, II, pp.59-60. 過振による貸し付けは当時のシティの銀行でも行われていた (*ibid.*, I, pp.202-203)。

(38) もちろん、これは、小切手振り出しによる過振の利用は当時見られなかったということを含意しているわけではない。卸売取引手段としてのロンドン為替の歴史的比重の重さを踏まえ、述べられているまでである。実際、モードラの銀行の顧客はそのロンドン代理人のみならず、当の銀行宛にも振り出していたし、またモードラの銀行創立と同日に、しかも同じケンダルに設立された銀行 (John Wakefield & Sons) の小切手が残存している (Chandler, *op. cit.*, II, pp.43, 61) ことを忘れていてはならない。

(39) Ashton, "The Bill of Exchange and Private Banks in Lancashire, 1790-1830" (*Economic History Review*, vol. XV, nos. 1&2, 1945), pp.32-33 (rep. in Ashton & Sayers (eds.), *Papers in English Monetary History* (Oxford, 1953), p.46); Pressnell, *op. cit.*, pp.98, 177-178.

(40) Chandler, *op. cit.*, II, p.61.

(41) *ibid.*, I, p.181.

(42) *ibid.*, II, pp.141, 158.

(43) *ibid.*, II, p.55.

(44) イングランド中部に位置し、前述のようにそこに展開した問屋制度の歴史的性格が

北部地方と対立的であり、ようやく19世紀半ばに至って産業革命が起こるノッティンガム（飯沼・富岡，前掲書，前編第5章，第6章，後編第2章，第3章及び結言，参照）においてのことだが，初期銀行券は預金の預かり証として発行されていたことが，つぎのように実証されている。楊枝『イギリス信用貨幣史研究』（第4章第1節）による，スミス家（Samuel & Abel Smith）の発行していた1728年8月26日付の銀行券（Leighton-Boyce, *op. cit.*, p.17, 参照）についてである。

その銀行券は署名はもちろん，発行番号，受取人名，金額及び日付が手書き，それ以外（おもに一覧払いの約束文言）はすべて印刷されているのだが，そこにおいてとくに金額が手書きであるという事実から，銀行券は（裏書きによって譲渡可能な）預金の受領証として発行されたと推定しうる。そして，その推定に間違いのないことは，その銀行券の裏面には預金の部分的な引き出しの事実が記入されていることから証明されると。

- (45) 宮田『ロンドン手形市場の国際金融構造』第8章第1節(1)。ここで言う株式銀行とは，6人以上のパートナー出資からなる組合形態の銀行のことであり，文字通り株式会社形態の銀行ではない。そのような銀行が現れるのは，1880年代に入ってからのことである（同，第3章第6節）。
- (46) John H. Clapham, *An Economic History of Modern Britain, The Early Railway Age, 1820-1850* (Cambridge, 1926), 2nd ed. (rep. 1967), p.265.
- (47) さしあたり，宮田『ロンドン手形市場の国際金融構造』28ページ，参照。
- (48) Pressnell, *op. cit.*, pp.19, 91-92, 174, 454-455; Ashton, *loc. cit.*, pp.28-29 (rep. in Ashton & Sayers (eds.), *op. cit.*, p.41); do., *Economic Fluctuations in England, 1700-1800* (Oxford, 1959, rep. 1960), pp.131-132; W. F. Crick & J.E. Wadsworth, *A Hundred Years of Joint Stock Banking*, 4th ed. (London, 1964), p.143.
- (49) Pressnell, *op. cit.*, Pt. I, 3.
- (50) たとえば，Edward Nevin & E.W. Davis, *The London Clearing Banking* (London, 1970), III, 1; 荒井政治『イギリス近代企業成立史』（東洋経済新報社，1963年）後編第2章3(1)。

おわりに

たしかに，以上のとおり，18世紀から19世紀にかけてのイングランド北部地方では，産業の発展を背景に，貨幣取扱資本と利子生み資本の合体範疇としての銀行範疇の成立が認められたとすることができる。ロンドン為替の取扱業→（当座）預金取扱業の追加（預金の決済機能の獲得）→預金の貸し付け業及び定期性預金取扱業の追加という経路で，おおよそ1世紀にわたってその成立の過程は辿られてきたのであった。

しかし、歴史的に先進的なイングランド北部地方においてであったという、その地域的な特定性も物語っているように、それはあくまでも個別次元でのことにすぎない。(理論的次元で言えば、産業資本から疎外されて成立するという限りでの銀行範疇の形成過程論に当たるが、ここの歴史的次元では) 対産業資本取引を営むという限りでの銀行範疇の成熟過程が論じられてきたのである。銀行相互間次元での銀行範疇の成立が見られない限り、銀行制度の成立とは言いがたい。18世紀末以降イギリス地方銀行はその次元での銀行範疇の構築に向かう。さらにその軌跡を追わねばならない。地方振り出しのロンドン為替の流れに注目する必要がある。論脈は2つに分かれる。手形交換制度論と手形再割引市場論のことである。